

「はい、こちら企業の労働110番です」。電話の主は、ある製造業の人事担当者でした。

「60歳で定年を迎える人が、再雇用を望んでいますが、就業規則に記載



## 企業の労働110番です

ふじわら社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員  
社会保険労務士 藤原朋子

### 継続再雇用制度等の義務化への対応

ふじわら社会保険労務士事務所 所長  
名北労働基準協会専門相談員  
社会保険労務士 藤原朋子

継続再雇用制度等の義務化への対応

このうち、多くの企業が取り入れて  
いるのが③の継続雇用制度です。  
これは、①②と異なり継続雇用契約  
時に労働条件を見直すことができ、労使  
協定を結ぶことによって継続雇用対象者  
をある程度絞ることもできるためです。

再雇用基準は、継続雇用を希望する者  
の中から条件を満たした者を再雇用する場合に定めるもので、労使協定を締結することが必要です。

平成23年3月31日までは、労使協議が調わない場合には、就業規則でこの基準は、現在64歳まで（平成25年度以降は65歳まで）

では、再雇用基準が就業規則には記載してあったものの、労使協定がありませんでした。ですから、再雇用の基準が有効となるといふことはいえず、「では、再雇用基準には

では、再雇用基準を満たしていないません。再雇用を拒むことができますか」とのご質問です。

高年齢者雇用安定法では、現在64歳まで（平成25年度以降は65歳まで）

次のうちのいずれかの措置をとることが義務化されています。

- ①定年制の廃止
- ②定年の引き上げ
- ③継続雇用制度の導入

このうち、多くの企業が取り入れているのが③の継続雇用制度です。これは、①②と異なり継続雇用契約時に労働条件を見直すことによって継続雇用対象者をある程度絞ることもできるためです。

平成23年4月1日以後はこの措置がなくなりましたので、再雇用基準を有効にするためには労使協定が必要です。

今回ご質問の方の会社



こと」「直近5

年間の人事評価が平均してB以上であること」などが多く使われています。例えば「定年時に

年間の人事評価が平均してB以上であること」などが多く使われています。例えば「定年時に年齢の引き上げも検討されていますので、定年後も引き続き働くことを希望する従業員が増えることが予想されます。企業としては、再雇用の基準をよく検討した上で、経験豊かで貴重な人材が長く勤めていくことができるように環境を作つてくことが必要です。

では、再雇用基準が就業規則には記載してあったものの、労使協定がありませんでした。ですから、再雇用の基準が有効となるといふことはいえず、「では、再雇用基準には

では、再雇用基準を満たしていないません。再雇用を拒むことができますか」とのご質問です。

高年齢者雇用安定法では、現在64歳まで（平成25年度以降は65歳まで）

継続雇用契約は、1年単位で更新する企業が多いと思われますが、期間満了時に労使協定の基準を満たしている者は、原則再雇用しなくてはなりません。この基準が曖昧（あいまい）なものであると、基準を満たしていないに等しく、一般的には、「過去3年間の出勤が所定労働日数の80%以上であること」「直近5年間の人事評価が平均してB以上であること」などがよく使われています。例